

警察法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文
 ○警察法施行令（昭和二十九年政令第五百一十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現

行

別表第二（第七条関係）

地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準

北海道	一〇、三二八人
青森県	二、二八六人
岩手県	二、一一六人
宮城県	三、六七〇人
秋田県	一、九三三人
山形県	一、九六八人
福島県	三、二五六人
茨城県	四、七七〇人
栃木県	三、三五一人
群馬県	三、三七五人
埼玉県	一、二四五人
東京都	四二、五四三人
千葉県	九、五七九人
神奈川県	一五、一三三人
新潟県	四、〇九九人
山梨県	一、六五二人
長野県	三、三六二人
静岡県	六、一四二人
富山県	一、九二二人

別表第二（第七条関係）

地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準

北海道	一〇、二八三人
青森県	二、二七七人
岩手県	二、一〇八人
宮城県	三、六五〇人
秋田県	一、九二五人
山形県	一、九六〇人
福島県	三、二三九人
茨城県	四、七四七人
栃木県	三、三三二人
群馬県	三、三五五人
埼玉県	一、一八四人
東京都	四二、四七二人
千葉県	九、五二九人
神奈川県	一五、〇七三人
新潟県	四、〇七六人
山梨県	一、六四四人
長野県	三、三四三人
静岡県	六、一一五人
富山県	一、九一三人

宮崎県	大分県	熊本県	長崎県	佐賀県	福岡県	高知県	愛媛県	香川県	徳島県	山口県	広島県	岡山県	島根県	鳥取県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県	愛知県	岐阜県	福井県	石川県
一、九九二人	二、〇四三人	三、〇一二人	三、〇〇九人	一、六八六八	一〇、七五七人	一、五八二人	二、四一〇人	一、八二六八	一、五二二人	三、〇六九人	五、〇三六八	三、四二六八	一、五〇一人	一、二〇八人	二、一二三人	二、四三七人	一一、六二一人	二〇、八一八八	六、三八七人	二、二二〇人	三、〇〇四人	一三、一四九人	三、四四六八	一、七一七人	一、九六〇人

宮崎県	大分県	熊本県	長崎県	佐賀県	福岡県	高知県	愛媛県	香川県	徳島県	山口県	広島県	岡山県	島根県	鳥取県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県	愛知県	岐阜県	福井県	石川県
一、九八三人	二、〇三三人	三、〇〇〇人	二、九九七人	一、六七八八	一〇、七〇五人	一、五七四人	二、四〇〇人	一、八一八八	一、五一五人	三、〇五四人	五、〇一三人	三、四一一人	一、四九五八	一、二〇三人	二、一一三人	二、四二六八	一一、五八二人	二〇、七五五八	六、三六三人	二、二〇七人	二、九九〇人	一三、一一〇人	三、四二六八	一、七〇九人	一、九五一人

鹿兒島県	二、九八七人
沖繩県	二、六三二人
鹿兒島県	二、九七五人
沖繩県	二、五六九人